

# 平成 2 2 年第 7 回教育委員会 定例会会議録

平成 2 2 年 7 月 5 日

東久留米市教育委員会

## 平成22年第7回教育委員会定例会

平成22年7月5日午前9時30分開会  
本庁舎7階 701会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
  - (2) その他
  - (3) 諸報告
    - ②平成22年度（平成21年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）について
    - ③東久留米市立生涯学習センター利用実績について
    - ④東部地域（第四小学校）のその後の状況について
    - ⑤その他

---

### 出席委員（5名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 鹿 島 宗 男	総 務 課 長 下 川 尚 孝
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 田 中 潤
学校適正化等 担 当 課 長 桑 原 茂	学 務 課 長 稻 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 工 藤 和 志	指 導 主 事 間 嶋 健
教 育 部 主 幹 山 下 一 美	

---

### 事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 岡 崎 毅
-----------------	-------------

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 委員長 これより平成22年第7回教育委員会定例会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。本日の議事日程は配付のとおりである。

(午前9時29分)

---

### ◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は4番井上委員に願います。

---

### ◎会議録の承認

- 委員長 5月20日開催の第5回定例会の会議録については既にご確認いただいているので、よろしければ承認をいただきたい。異議なしと認め、会議録は承認された。

6月18日開催の第6回定例会については後ほど配付するので内容の確認をお願いします。

会議録はわれわれのやっている仕事を市民にきちんとお伝えするものであり、当然の責任として皆さんに確認していただいている。かなり前から非常に良くなってきているのではないかと自画自賛している。そういう意味では、今後ともそれぞれの発言等はもちろん、常に全体についての目配りを重ねてお願いしたい。

---

### ◎公開しない会議の宣告

- 委員長 本日の諸報告①は人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しない会議とすることに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、公開しない会議とする。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

---

### ◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴者はおいでになるか。

- 総務課長 おいでにならない。

- 委員長 おいでになったら、人事案件終了後に傍聴を許可したいがよろしいか。異議なしと認め、そのようにする。

---

### ◎その他

- 委員長 日程第2、その他について。事務局から何かあるか。

- 総務課長 ない。

- 委員長 ないようなので、次に進む。

---

### ◎諸報告

- 委員長 日程第3、諸報告について。「②平成22年度(平成21年度分)東久留米市教育

委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）について」は後ほど話し合いをしていただくので、先に「③東久留米市立生涯学習センター利用実績について」、「④東部地域（第四小学校）のその後の状況について」の報告を求める。

○生涯学習課長 資料3の「東久留米市立生涯学習センター運営状況報告書（平成22年4月）」をご覧いただきたい。生涯学習センターは平成22年4月1日から、中央公民館を生涯学習センターに名称変更し、指定管理者制度を導入して新たにスタートした。1ページには4月の利用実績が出ている。利用件数は864件、利用者数は1万4,161人となっている。3ページの「曜日別利用人数」をご覧いただきたい。生涯学習センターの休館日は第4月曜日だけである。今後も月曜日が開館していることを周知しながら、利用者数の増加に努めていきたい。戻って、1ページの「午後の利用区分時間変更に伴う比較」をご覧いただきたい。従前の「午後」の区分を4月から「午後1」と「午後2」の二つに分けたため、利用者数が伸びてくると考えていたが、現時点では大きな変化はない。「午後1」と「午後2」の4月の利用者は「午後1」が約2,300人、「午後2」が約1,500人であった。また、本日、『LLLナビ 生涯学習センターだより第2号』が発行されたので配布する。夏休みの児童・生徒に対する特集として、1ページには魔法の笛吹きコンサートやサンサンフェスティバル、さらに、夏休み学習室の開放についての案内を出している。次のページには、この3カ月間に生涯学習センターが新たに取組んだことが記載されている。エントランスのカーペットが赤になり、雰囲気も少し変わったと思う。サンクンガーデンには水たまりがあったが、ここに砂利を入れ美化に努めた。南側のサンクンガーデンでは中高生が従前からダンスの練習で利用していたが、改めて、中・高校生に対して一般開放していこうと規定をつくり、開放している。ガラス貼りになっているので、踊り場としては高校生にとっても人気のある場所になっている。さらに、夏休みやそのほかの講座等のイベント記事を掲載している。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○委員 午後区分の時間変更に伴う比較のところ伺いたい。単純比較はできないという理由かもしれないが、なぜ、先月の数字が入っていないのか。

○生涯学習課長 現在、前年4月の数字を精査しており、今後、報告する予定である。

○委員長 生涯学習センターだよりの編集は、すべて指定管理者が行っているのか。

○生涯学習課長 生涯学習課もかかわっているが、基本的には指定管理者が行っている。

○委員 今までより、随分と講座が増えている。

○委員長 よくできていると思うが、保存のことを考えると新聞のチラシと入り混じってしまい、閉じて保存してもらえるのかどうか。指定管理者はいろいろ経験があるのだから、そういうことも配慮していただきたい。

この件は以上にとどめ、続いて、「④東部地域（第四小学校）のその後の状況について」の説明を求める。

○学校適正化等担当課長 第1回目の統合準備会を去る6月30日の水曜日、午後7時から第四小学校の視聴覚室で開催した。1回目ということもあり、初めに自己紹介等を行い、これまでの経過などについて説明した。閉校に至るまでの今後の予定について説明する中で、本年9月市議会に議案として提出予定である第四小学校の閉校に関する条例についても触れている。なお、閉校に関する条例については、次回7月23日に予定されている統合準備会で

さらに詳しく説明する予定である。統合準備会で協議する課題の1番目は登下校時の児童の安全策（再編成後の通学路に関して）、2番目は閉校後の周辺地域の治安について、3番目は閉校後の周辺地域の防災について。それ以外にも必要があれば追加していくということで了解を得ている。このうち1番目の登下校時の児童の安全策であるが、7月18日の日曜日、統合準備会の構成員及び第四小学校の保護者により現地を実際に歩いて危険個所を確認するという事になった。午前10時に神宝小学校に集合して全員危険個所を見て回り、午後1時からは第六小学校校門に集合して全員で危険個所を見て回る事になっている。把握した危険個所については、今後、建設部署等に改善依頼をしていく予定である。1回目の統合準備会は8時半ごろまで、約1時間半行われた。会議の中では、第四小学校の閉校そのものへの反対意見は特になかった。次回は7月23日、午後7時から同じく第四小学校の視聴覚室で実施する予定である。

○委員長 この件は以上でとどめ、続いての報告を求める。

○教育部長 第2回市議会定例会について報告する。当初の予定では会期が6月22日までとなっていたが、22日に、イオンと市長の面談に関する報告資料が提出された。その資料に対して池田議員、宮川議員、間宮議員、原議員、篠原議員、富田議員、上田議員、白石議員、野島議員、津田議員、島崎議員、沢田議員、小山議員の以上13名の議員から、面談内容・要旨についての関連質問という形で、市長及び担当部長に質問があった。当日は質問の時間が夜10時を過ぎ、その時点でまだ5人の質問が残っていたため、1日間の会期延長が決定された。

○教育長 関連して補足説明を行う。22日に緊急質問が行われ、その緊急質問終了後に、第2回市議会定例会の追加日程第1として、「決議案第5号 東久留米市長馬場一彦君の公約違反に対して再度民意を問うことを求める決議」が採択された。決議案の裏面をご覧ください。前段に「馬場一彦市長が第7代東久留米市長に就任し、5カ月しか経過していないにもかかわらず、多くの重要施策で公約違反、市議会議員時代の発言との違いが明らかになった」とし、続いてどういうものが公約違反であったかということ述べて、最後に「よって、東久留米市議会は、東久留米市長馬場一彦君の公約違反に対し、猛省を促すとともに、再度民意を問うことを強く求めるものである」となっている。この決議自体には法的な拘束力はないが、この決議案に反対したのが社会・市民会議、民主、無所属の白石議員である。共産党は退席し、残る議員が賛成してこの決議案が採択されている。

○委員 議会に配付された資料を見ることはできるのか。

○教育長 後ほどお配りする。

○委員長 教育委員会は市政全体の動きを十分理解し、その上で市の教育を考えるという立場にある。そういうことで、こういう報告をその折々にちょうだいしているのである。「民意を問う」という表現が出ているが、民意を問うことの重さについてはどなたでも分かるはずであり、それを議会の立場で問うことの重さについては、市政全体がわれわれの教育に大きなかわりを持っているという意味で、十分関心を持って受けとめざるを得ない。

○生涯学習課長 生涯学習センターの利用実績について、補足説明を行う。指定管理者制度を導入している施設にはほかにスポーツセンターもあり、21年度のスポーツセンターの利用者数は37万人で、前年度よりも約1万人伸びている。

○委員長 指定管理者制度の導入をめぐるいろいろな意見もあったが、その実績について

は現在のところ、いい形で進められているようである。これについては担当者の苦労等を十分承知しているが、今後ともよろしく願います。

それでは、「②平成22年度（平成21年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）について」に入る。先に、事務局から変更箇所について説明願いたい。

○**総務課長** 今回配付した報告書案は、前回の定例会や協議会におけるご指摘等を踏まえたものである。

総務課から1点報告する。9ページをご覧いただきたい。ICTの環境整備であるが、「宝の持ち腐れといったことにならないように」という文言を削除した。「ICTの環境整備については今後も積極的に活用」という文言についてはデジタルテレビやLANの敷設も行ってきたので、こういったところの活用を図っていきたいということで、評価・課題を示している。

○**学務課長** 学務課から2点報告する。7ページの「子どもの安全確保の推進」の課題・評価の最後をご覧いただきたい。「学校安全ボランティアについては、学校においては登録がなかったり、人数に差があることなどの課題はあるものの、必要に応じて子どもの登下校の安全確保を強化できることから評価できる」ということで、修正前は「保護者や学校からの要望にこたえられていない、課題がある」ということであったが、「評価できる」とした。もう1点は14ページ後段の、「就学前の機関との連携」の課題・評価のところであるが、「就学支援シートを活用することは保育園・幼稚園等での様子を学校へ伝えられることから評価できる。しかし、就学支援シートは任意のため、学校に対象者全員の情報を提供できないという課題が残る」ということで、これについては「保護者が希望しなければ」という文言が入っていたが削除した。

○**指導室長** 5ページの「学校経営の推進」のところであるが、従前、内部評価や学校関係者評価という言葉の説明が不十分であったので、このような表現で取り入れた。以下、同様の訂正を行っている。11ページの「②授業公開・校内研究会の充実の部分」については、委員からご指摘いただいた日付・曜日の間違いについて11月7日の土曜日に改め、以下、同様の訂正を行っている。

○**委員長** 改めて、基本方針1から各委員の意見を伺いたい。

○**委員** 8ページの「学校再編成計画等」の取組状況について伺いたい。「①機能的な学校づくりの推進」という表現については前も議論があったが、内容的にどうかと思う。社会全体の少子化や地域による環境の変化などに対応するためにこの再編成計画があると思うので、「機能的に」というのは学校の中のファンクション（機能）という意味ではもちろんないし、東久留米市全体の状況を見てということであるが、「機能」という言葉がどうなのかという印象を受けた。「地域の状況に対応した」、あるいは「少子化社会の中での対応」という趣旨ではないか。

○**委員長** 「機能的な学校づくり」とはどういうことか。

○**学校適正化等担当課長** 事務事業の「学校再編成事業」の施策の取り組みが「機能的な学校づくりの推進」となっているが、「どこにいても等しく教育を受けられる」という考え方で出てきている表現である。「小規模校の解消を図ることを進める」という意味で、学校の数・教室・単学級の解消ということから考えると、やはり「機能的」という表現になると思

っている。

○**教育長** 点検評価の対象は基本方針や施策の方向、そして主な事務事業となっている。この大本を変えると、施策が全部変わってきてしまう。市で言う基本構想や基本計画の中で一度使われた言葉は、事務事業なり施策の名称を変えなければ変えられない。

○**教育部長** 45ページ以降に教育目標、施策の方向と事務事業の関係が分かる一覧表を添付しているのでご覧いただきたい。

○**委員** 「学校の適正規模の推進」は「機能的な学校づくりの推進」の中の1項目になっている。今、この項目しか示していないのでイコールのように見えてしまうが、このタイトルの中の一つであるということが伝わればいいと思う。ただし、8ページの表現では「このためにやったことはこれだけである」かのように読み取れて、「学校適正規模の推進が機能的な学校づくりである」かのように受け取れるという指摘だと思う。このタイトルは変えられないが、表現を工夫できればいいと思う。

○**委員** 「学校の適正規模を踏まえ、また、いろいろな実情に応じて対応していく」ということで、再編成計画は教育委員会で非常に重要な施策なので、より広い市民の理解をいただければという趣旨である。文章には、「効率だけを求めているのではなく、総合的な観点から進めている」ことを入れていただきたい。課題・評価のところでは「保護者代表との意見調整を重ねた」と示されており、それについては評価できる。

○**教育部長** ただ今のご指摘については見直しをさせていただきたい。

○**委員長** 「機能的な」というタイトルは先ほどの説明のように基本計画との関連で出てくるのはいいが、本文の中には「機能」という言葉が一つも出てこない。もう少し配慮した表現にしたほうがいい。8ページの「②学校の安全管理の推進」の課題・評価のところであるが、「市の厳しい財政状況下ではあるが、近年、多額の費用を要する学校施設の大規模改修については進んでいない状況にある」は、「状況下であって」とする。同じく8ページの「②教育環境の整備の促進」の小・中学校施設の耐震化事業のところ、「平成21年度の第一小の体育館改築工事」とあるが、これは改築なのか。

○**教育長** そうである。一度壊して全く新しいものを建てたが、工事契約件名は改築になっている。契約の場合には新しく建てるというだけではなく、既存のものを壊すという契約があるので「改築」と呼んでいる。

○**委員長** 9ページの課題・評価のところ、「今般の情報化社会はパソコン等の普及はもとより、この状況は目まぐるしい変化の様相」とあるが、「今般の」ではなく、「現下の」とする。情報化社会の状況はパソコン等の普及はもとより、いろいろな面で目まぐるしい変化や様相を呈しており、だから、「パソコン等の普及はもとより、この状況は」となる。「情報化社会の現下の状況は」と「状況」を前へ持ってきて、「パソコン等の普及はもとより、目まぐるしい変化の様相を呈している」とすれば文章としてつながる。

10ページの「①特色ある学校づくりの推進」のところ、「全小・中学校が年度当初に特色ある学校づくりの計画を立て、東久留米市小・中学校特色ある学校づくり推進交付要綱に基づいて計画書を作成し」とあるが、推進交付要綱は括弧でくくっておく。推進交付要綱は何を交付するのか。

○**指導室長** 推進事業のための交付金であるが、名称についても再度確認する。

○**委員長** 「点検や評価などの自己評価は厳しい自己批判に基づいていなければならない」と

いうことを、前に申し上げた。そういう意味でいうと、ここに書いてあることは全部自分たちの判断にはね返ってくる。即、書いたことによって逆襲されるような内容のものだと思う。

前にも話題にしたが、11ページの「教員の意識改革」について再度伺いたい。「教員の意識改革を図る」とはどういうことなのか。これは教育委員会として、きちんとした考え方を持っていないといけない。例えば、指導主事の先生方が先生と話をする中で、意識改革を求めるといことは個々にはあると思う。「あなたちょっと考え直したら」と、普通にはそういう言い方で。しかし、全部をくくった形で「教員の意識改革を図る」というのは、「一体どういう意識に今あるから、それを改革しなければならないとわれわれは考えているのか」、という意味である。これは極めて重大な問題である。「教育委員の意識改革を図る」と言われたら、当然、私のどこを変えるつもりなのかということになるだろう。一般論からしたらそういう重い意味を持つと思う。これについて、今言っているような質問があったら、こうだときちんと答えられればそれでいいし、それが皆さんの共通の理解として、もっと言えばわが教育委員会のいわば指導理念として確認できるならば言うことはない。

○**教育長** われわれ行政職の公務員は、法律の枠内で生きている。あえてコンプライアンスということを行わなくても、本来ならば法的に当然のことをやるような仕組みになっているにもかかわらず、新聞紙上をにぎわすような問題が起こっている。100人のうち100人が一定レベルに達していなければならないが、残念ながら100人全員が一定のラインに達していない。達していない人が一人でも二人でもいれば、必ずその問題は言われる。そういった意味でもコンプライアンスというのは、あえて地方公務員法を超えた部分でも言わなければならないと同様に、先生方にもそれを示し、底上げをしていくのは教育委員会の任務であり、言わなければならない課題だと思っている。

○**委員長** 現実問題として、まさに教育委員会の任務、指導としてあると思う。課題としては最も重く、喫緊のものであるかもしれないが、ここに掲げるべき問題なのかと思う。理念としてここに出てくると、東久留米市教育委員会の考え方の根本を問われている問題だと思う。今後の課題としたい。

○**委員** 10ページに「週の指導計画も100%提出」とあるのに、11ページでいきなり「教員の意識改革」と出てくる。「より充実した、市民にこたえられる教育を行うという意味では完成ではない」ために「教員の意識改革を図る」というと、それならば、教育委員会の教員についてのトレーニングや全体計画はどうなっているのかを問われるだろう。私も慎重に検討していただく必要があると思う。

○**委員長** 委員が言われたとおり、指導計画の提出状況について限定していつていることではあるが、片方では100%良いと言っておきながらこっちは「根本的に意識改革しろ」というのはおかしいということは、この二つを並べても言える。

○**教育長** 常に意識改革の意識を植えつけているから、100%になっていると思う。最近までは100%になかなか到達せず、指導室も苦勞していた。この文言をなくして学校の拠り所がなくなると難しくなってくると思う。

○**指導室長** 根本的な意識改革という観点に立つと、この言葉は非常に重要な意味を持っており、現状を踏まえた表現ではないというご意見については理解できる。しかし、教育については、よく流行と不易と言われるように、不易の部分が、教員に一たん身につくと非常に大



きなものになってくる。ところが、子どもにしろ、社会にしろ、また保護者にしろ、時代とともに変化がある。その変化を敏感にとらえて、臨機応変に変わっていくことも非常に重要である。そういう意味で、教員には意識改革というか、変化に対応するべく意識を常に高く持って授業改善等を進めていただきたいという趣旨を持っていると考えている。そういう意味では位置の関係や、内容とするところをもう少し明確にすべきであるという、委員長や委員のご指摘については十分踏まえさせていただきたい。

○委員長 そのとおりである。常に自己開発をしていく必要がある。あるいは問題について敏感な感覚を持っている必要がある。しかし、それは「意識改革」ではなく、「開発」である。常に新しい感覚で、問題意識をどんどん自分の内側にかき起こしていくという意味で。そういうものをどう表現すればいいのかについては、今後の課題とする。

11ページの「①教職員の研修の充実」のところで、「教育センターと学校において実施した。これらの研修には本市の教員の約4分の1に当たる約100名の若手」とあるが、「これらの研修は本市の教員の約4分の1に当たる約100名の若手・中堅教員が」とする。

○委員 17ページの「②少人数学習の推進」と「③多様な教育の推進」であるが、②では習熟度に応じた少人数学習集団、これは市内の全小・中学校で実施しているとあり、③では「この授業にティームティーチングの名称をつけて、「小学校では11校で実施」となっている。前段では「全校で実施している」とあるので、整理したほうがいいのではないか。

年度によって、「去年は取り組めたけれども、今年は…」ということもあると思ったが、いずれにしても各学校で取り組んでいる中で具体的に数字があったので気になった。

○指導室長 精査の上、改めたい。

○教育長 「②少人数学習の推進」のところの「習熟度に応じた少人数学習集団による授業はティームティーチング授業と合わせると」となっているが、何と合わせるのか。

○統括指導主事 習熟度別学習とティームティーチング学習の両方を合わせると、すべての小学校と中学校で実施していることになる。下のほうは「算数ルーム」、「少人数教室」などの名称をつけて実施しているのは小学校の11校であるということである。集合体が上は大きく、下は限定されている。

○教育長 名称を付けているか付けてないかの差なので、整理する。

○委員 16ページに東京都の学力調査について述べているが、昨年度の東京都の調査の結果が分かれば、いずれかの機会に学校ごとの状況を伺いたい。

○委員長 23ページの「①教育センター事業の効果的展開」のところで、「新たに平成20年度から研究室を発展解消し、学校支援室を設置」とあるが、この研究室とはどういう性格のもので、どこにあったのか。

○教育長 教育センターの中に幾つかの研究室があった。それを支援室という名称に変更した。

○委員長 この研究室の利用状況はどうだったのか。

○教育長 もともとは学校の支援に当たっていた部署である。

○指導室長 学校教育にかかわる資料を収集し、管理、保管を行っていたが、その資料等の活用が十分に行われていなかった。そこで、昨年度から3年計画で集めた資料を学校でも活用できるようにして、学校の研究活動や教育活動の支援をしていくための研究や準備を進めている。

- 委員長 続いて、25ページの「②市民の健康・体力づくりの推進」のところで、「市民体力テストを実施したが、参加者が少ないのが課題である」とあるが、今後どうすれば増やせるのか考えていただきたい。29ページの「②スポーツ事業の充実」のところの課題・評価で、「各種スポーツ事業は、体育指導委員や体育協会などと協議しながら普及・定着に努めている。今後は、スポーツに定期的に取り組まない市民に対し、気軽に取り組めるウォーキングや」とあるが、これでは定期的に取り組まないことが悪いように聞こえてしまう。「スポーツに定期的に取り組むことのない」とか、表現を和らげたらどうか。45ページ以降の表はA4の大きさなのか。
- 教育部長 実際にはA3に拡大して綴じ込むことになっている。
- 委員長 改めて、全体にわたって何かあるか。
- 委員 24ページの基本方針4の「①道徳教育の推進」のところであるが、ここでは1点の取り組み状況を示し、「②心の育成の推進」で3点の取り組み状況を示しているが、この3点はいずれも「①道徳教育の推進」に位置づけたほうが良いと思う。道徳授業の時間数確保の課題や、学校における道徳授業を中心とした規範意識の育成、保護者との意見交換等の地域との連携となっており、「②心の育成の推進」とは異なる視点である。
- 指導室長 見直しをしたい。
- 委員長 本日、各委員から出たご意見を吸収したものを、もう一遍まとめてもらい、次回、議案として提案することになるのか。
- 総務課長 有識者の意見を入れて最終案とし、議案としたい。
- 委員長 有識者には既に届けているのか。
- 総務課長 既にお送りし、ご意見を伺っている。
- 委員長 今年から報告書の表紙に市章を入れているのはいいと思う。市章は最初にどなたかが応募したのだと思うが、現物はどこにあるのか。
- 委員 応募したのは当時の、私の小学校か中学校の時の同級生だったと思う。
- 委員長 この件は以上にとどめる。そのほか何かあるか。
- 委員 農業委員からパンフレットをもらったのだが、この、東久留米市栄養士会が作成したレシピの配布部数と配布先について伺いたい。
- 学務課長 地場産農作物を使ったメニューを紹介したレシピ集を、栄養士会が作成した。秋に配布する予定でいたが、軒先販売のところに置かせていただき、配布することで調整している。ただし、捨てられてしまう可能性もあるため、現在どのような形で行うかは調整中である。
- 委員 旬のキュウリなど時期のものを取り上げていて、よくできている。
- 学務課長 掲載写真は、去年の料理コンテストの応募作品である。
- 委員 市内農産物を給食に使うということであるが、柳久保小麦は全体的に量が少ないため、農林60号という普通の小麦がそろそろ粉にできる状況になるので、給食でそれを使えばいいと思う。
- 学務課長 指名参加登録業者には地場産関係者や農家も入っている。また、柳久保小麦についても給食で使うご希望があれば、登録をしていただければ指名することは可能である。
- 委員 時期はいつでもいいのか。
- 学務課長 審査会を経る必要があるため、今年度については難しい。23年度に向けて年内

に指名業者の選定委員会を開催するので、間に合えば申請していただきたい。

- 教育長 農林60号の品種は市内でどれぐらい取れるのか。
- 委員 脱穀して乾燥させ、製粉できる状態で1,200キロぐらいある。個人が親戚に配るというには量が非常に多い。今年、柳久保小麦の収穫は3トンちょっと超えた。
- 教育長 農林60号は農協で売っているのか。
- 委員 農林61号になるが、そのうち販売されると思う。
- 委員長 地産地消という言葉があるが、これは前々、話題にしているように大いに生かしていただきたい。全体として地場産のものを使う量はどうなっているのか。
- 学務課長 市内小・中学校で700件使用している。柳久保小麦についても給食で導入しているが、100%柳久保小麦を使うのではなくほかの小麦と混ぜて、例えば、柳久保小麦を10%使用しているという表示となっている。委員が言われた農林61号が決まれば、それと柳久保小麦も含めて使用しているという表記となる。
- 委員長 常時安定して供給できるように、JA全体の中で検討してほしい。
- 委員 前回の定例会が開催された6月18日に、給食の小・中学校代表協議会が開催されたが、報告事項はあるのか。また、前回、小学校でのヒヤリハット事例の報告があったかが、その後の報告や、第一小学校と第九小学校からのご要望やご意見などがあれば伺いたい。
- 学務課長 協議会の議事録については、次の機会にお示ししたい。ヒヤリハット事例については、特に今のところ変わりはないが、何かあれば報告する。第一小学校と第九小学校については、説明会以降、市議会も開催されていたため進めていない。7月から、指名業者の選定から始めていきたいと思っており、進捗状況をその都度、報告したい。
- 委員長 学校は休暇に入るが、また、いろいろ各担当にはお骨折りいただくことも、ご配慮いただくこともあると思うがよろしく願います。

---

#### ◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって、平成22年第7回教育委員会定例会を閉会する。

(午前11時00分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年7月5日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 井上敏博(自署)